

森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止対策の強化等について

〔平成 31 年 3 月 27 日 30 林整計第 1050 号〕
〔林野庁長官から各都道府県知事あて〕
最終改正
〔令和 3 年 9 月 30 日 3 林整計第 296 号〕

森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止については、「森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止について」（平成 30 年 4 月 19 日付け 30 林整計第 53 号林野庁計画課長通知。以下「無断伐採等防止通知」という。）により、伐採及び伐採後の造林の届出制度（以下「届出制度」という。）の適切な運用をお願いしているところであるが、通知発出以降も、依然として、森林所有者等に無断で立木が伐採される事案が発生している。

このため、下記のとおり、無断伐採等への対策強化に向けた関係通知の改正等を行ったところであり、適切に対処いただくとともに、市町村への助言、指導をお願いする。

また、貴管内の市町村その他関係者への周知をお願いする。

記

1 基本的な考え方

人工林資源が成熟しつつある中、国土保全等の森林の多面的機能を維持向上させつつ、資源を循環的に利用していくためには、森林計画制度に基づき、適正な伐採と再生林の確保を図ることはもとより、長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体を育成していくことが重要である。

このため、届出制度の適切な運用のみならず、法令や行動規範等に基づき適切な森林施業を行うことのできる林業経営体の育成と、無断伐採等を行った者への指導等を徹底するとともに、現場における適切な伐採作業や更新確保のための連携等の促進を図っていく。

2 無断伐採等の防止に向けた取組の徹底

森林窃盗、無断伐採事案の発生防止に向けては、森林・林業基本計画（令和 3 年 6 月 15 日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、その取組を推進する旨位置付けたところである。

都道府県等においては、広報誌やホームページ等を活用した届出制度の周知、届出書の内容確認の徹底など制度の適切な運用、警察など関係機関と連携した巡視パトロールの取組等について、別紙 1 及び別紙 2 の事例も参考に、引き続き、その徹底に努めること。

3 届出制度の適切な運用

届出制度の運用に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）、昭和 37 年 7 月 2 日農林省告示第

851 号（森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件）のほか、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について」（昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野計第 479 号林野庁長官通知）、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用上の留意事項について」（平成 24 年 3 月 28 日付け 23 林整計第 354 号林野庁計画課長通知）、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて」（平成 20 年 11 月 4 日付け 20 林整計第 105 号林野庁計画課長通知）を踏まえ、適切に対処すること。

（１）規則等の改正を踏まえた対応

届出制度については、今般規則等を改正し、その運用を見直したところである。具体的には、届出書の記載事項の追加、様式見直し等により、①伐採権者と造林権者の役割を明確とするため伐採計画と造林計画をそれぞれに作成させるほか、②伐採作業の委託先や集材方法等を記載させることとした。あわせて、③伐採届出に係る森林の状況の報告の提出を造林後のほか、伐採直後にも求めることとした。

届出制度の運用に当たっては、改正された規則等が、令和 4 年 4 月 1 日に施行されることを踏まえ、適切に対処すること。

（２）届出書の確認及び適合の通知等

森林所有者等からの届出書の提出に際し、届出者が真に森林所有者等であることを確認することは、無断伐採等の発生を未然に防止する上で極めて有効である。

このため、届出書の受理及び審査に際しては、森林簿、林地台帳等を活用するほか、届出書の添付書類として、位置図や森林所有者が確認できる書類等を求めるなど適切に対処すること。また、地域における不適切な事案の発生状況等に応じて、全ての届出について適合通知書又は確認通知書の通知を行うなど、適切に対処すること。

（３）伐採後の森林の状況確認

（１）の規則改正により、伐採届出に係る森林については、届出者に対し、伐採の終わった日から 30 日以内に、その状況を報告することを課すこととなった。この報告は、市町村森林整備計画に適合した適正な伐採を確保することはもとより、誤伐等の早期発見にも資することから、伐採権者から当該報告があった場合には、必要に応じて現地確認や造林権者への確認を行うなど、適切に対処すること。

（４）無届伐採、誤伐等の無断伐採を行った者への適切な対応

届出制度においては、無届伐採が行われた場合、市町村の長は中止命令や造林命令を行うことができることとなっており、引き続き、これら措置を含めた届出制度の適切な運用を図ること。

一方で、届出書を提出したうえで、当該届出区域に隣接する森林まで伐採を行う事案も発生していることから、このような事案が発生した場合にあっては、伐採を行った者に対し、届出の提出に当たり、当分の間、隣接する森林の所有者と境界確認を行った旨を証明する書類の提出を求めるなどにより、再発防止に向けた対応を適切に行うこと。

(5) 都道府県及び市町村による情報共有

市町村の長は、無断伐採等を行った者に対し、指導、勧告又は命令（以下「指導等」という。）を行った場合には、都道府県に対して当該指導等に関する情報を提供し、都道府県は、その情報を管内市町村に提供すること。また、都道府県境を越えて広範囲に伐採を行う者により、無断伐採等の事案が発生している場合には、関係する都道府県の間において指導等に関する情報の共有に努めること。

4 林業経営体等による適切な森林施業の推進

(1) 伐採・造林に係る法令遵守、行動規範の策定の推進

適切な森林施業を推進するためには、長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体の育成が不可欠であり、特に、主伐後の再生林の確保、林業経営体による伐採・造林に関する行動規範の策定、コンプライアンスの確保等を図ることは、極めて重要である。

このため、これら事項に関し、基本計画において、林業経営体の「目指すべき姿」として、「林業経営体の育成について（平成 30 年 2 月 6 日付け 29 林政経第 316 号林野庁長官通知。以下「経営体育成通知」という。）において、林業経営体に取り組むべき事項として、「森林経営管理法の運用について」（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 713 号林野庁長官通知。以下「経営管理法運用通知」という。）において民間事業者が森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項各号の要件に適合するか否かを判断する基準として、それぞれ定めたところであり、都道府県における判断基準の策定、林業経営体の選定及び民間事業者の公募・公表にあたっては、適切に対処すること。

(2) 選定・公表を行った林業経営体等の取扱い

都道府県は、経営体育成通知に基づき選定を行った林業経営体、森林経営管理法に基づき公表を行った民間事業者については、その取組状況を定期的に把握し、選定・公表後に、要件に適合しなくなると認められる場合は、経営体育成通知及び経営管理法運用通知の規定に基づき、当該者についての公表を取りやめるとともに、その名称及び公表を取りやめる理由を明らかとする等の措置を講ずること。

(3) 伐採現場における適切な伐採の促進

都道府県や市町村、森林所有者、森林・林業関係者、警察等が連携して行う伐採現場の巡視パトロールなどの取組の効果を高め、伐採現場における適正な伐採を促進するため、3 の（2）による適合通知書又は確認通知書の現場掲示、各地で取り組まれている伐採届出旗の現場掲示など、市町村の状況にあった取組の強化に努めること。なお、林野庁においては、衛星画像を活用して伐採箇所を効率的に把握するシステムを開発したところであり、あわせて、これを活用するなど、効果的な取組に努めること。

(4) 補助事業等の適正な執行の確保

農林水産大臣は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）、「農林畜水産業関係補助金等交付規

則」(昭和31年4月30日付け農林省令第18号)、当該補助金等の交付要綱等の定めるところにより、補助事業者等が、補助金等の交付の決定に付した条件等に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとされている。

補助事業等の適正な執行を確保するとともに、補助事業等に対する国民の理解を得るため、林野庁関係の補助金に係る通知において、都道府県等が事業実施主体に補助金等の交付決定をする際に、①事業実施主体は、補助金等により取得した財産を使用し、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切と判断される行為を行ってはならないこと、②事業実施主体は、補助金等の申請に当たって、当該行為を行わない旨を約す誓約書を提出しなければならないこと、を条件として付さなければならないとしているところであり、これらの条件に反する行為があった場合には、当該行為を行った事業実施主体に係る補助金等の交付決定の取消等を行うなど適切に対処すること。

なお、都道府県等が補助金等の交付決定の取消等を行う場合には、補助金適正化法及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)の規定に準じて、当該取消等の通知に、その理由を記載するとともに、一定の期間を取り、相手方に、当該取消等に係る意見を述べる機会を与えるものとする。

5 適正な伐採及び更新確保のための関係者の連携促進等

(1) 伐採事業者と造林事業者の連携促進

主伐後に再造林等による適切な更新を図るためには、森林所有者等、伐採事業者、造林事業者が、更新確保の重要性等の認識を共有するとともに、相互に連携して主伐から造林までを計画して行うこと等を通じ、再造林の実施体制を整備していくことが重要である。

このため、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」(平成30年3月29日付け29林整整第977号林野庁整備課長通知)を参考に、都道府県や市町村、林業関係団体等においては、伐採及び造林に係るガイドラインや行動規範等の策定、伐採事業者と造林事業者のマッチング・協業化等の取組を推進すること。

(2) 森林整備事業等の活用

再造林の実施にあたっては、伐採及び造林の一貫作業等によりコストの縮減に努めるとともに、森林所有者等による造林経費の負担を考慮しつつ、森林整備事業における人工造林、林業・木材産業成長産業化促進対策における資源高度利用型施業等を活用するなどして、効果的かつ効率的な事業実施に努めること。

6 合法伐採木材等の流通及び利用の促進

合法伐採木材等の流通及び利用の促進、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)に基づく取組を推進しているところであるが、無断伐採事案が発生していること等を踏まえ、別紙3のとおり、木材関係団体に対して、クリーンウッド法に基づく取組の強化、木材関連事業者の登録促

進、協議会等を通じた地域全体での合法伐採木材等の流通及び利用の促進に取り組むことを要請している。

あわせて、クリーンウッド法の合法性確認等に取り組む際に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 27 年法律第 66 号）に基づく政府調達のための「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を活用して実施する場合には、合法性証明の信頼性確保及び合法木材供給事業者認定の適正な実施を要請している。

都道府県等におかれては、以上を踏まえ、当該団体等と連携した取組をお願いする。

7 森林窃盗への適切な対応

無断伐採等については、2 から 6 までの取組を通じて、発生 of 未然防止を図ることが重要であるが、近年、伐採届出に係る文書を偽造するなど悪質な森林窃盗事案が発生している。

森林窃盗及び森林窃盗の贓物（木材等）を収受・売買する行為については、森林法により刑罰が科される重大な犯罪行為であることから、森林所有者等や届出者への確認、現地調査などを十分に行った上で、森林窃盗が疑われる事案については、警察への告発や情報提供を行うなど適切に対処すること。

また、警察から捜査関係事項照会等の協力を求められた場合には、情報提供や現地案内など必要な協力を行うよう努めること。

伐採及び伐採後の造林の届出書の追加的取組事例

【事例①】宮崎県宮崎市による取組

1 届出内容の確認の徹底

届出書に下記の添付資料を追加で提出させ、本人の確認等を実施。

	添付書類		備考
1	伐採地が特定できる書類	位置図、法務局発行の字図	必須
		地籍図、森林計画図	実測による伐採の場合
2	土地所有者が確認できる書類	登記簿謄本、要約書等	必須
3	森林所有者等の住所が確認できる書類	住民票等	必須
4	隣接土地所有者と境界確認をしたことが確認できる書類	境界確認書（立会者連名の記名・押印のあるもの）、立会写真、境界保全状況写真等	市長が必要と認めた場合 ただし、以下の場合 は必須とする。 ・無届伐採等による行政指導を受けた場合
5	地元関係団体との協議 ・地元自治会 ・土地改良区・水利組合等	協議報告書等	必須 ただし、市長が必要ないと認めた場合を除く
6	関係施設管理者との協議 ・作業路、土場等土地所有者 ・道路、河川管理者等	承諾書、許可証等の写し	市長が必要と認めた場合
7	その他市長が必要と認める書類	・誓約書 ・戸籍謄本（誓約書提出時） ・立木の売買契約書 ・土地の売買契約書等	登記簿謄本に記載されている所有者と伐採後の造林の権原を有する者が異なる場合

2 適合通知書の交付等

市長は、届出書に記載された内容が宮崎市森林整備計画に適合すると認められる場合は適合通知書を、それ以外の場合は確認通知書を必ず届出者に送付し、受領した者は、伐採を開始するにあたり、周辺の分かりやすい場所に届出者名や伐採事業者名、通知番号等の表示を行う。

【事例②】富山県富山市による取組

1 届出内容の確認の徹底

届出書に下記の添付資料を追加で提出させ、本人の確認等を実施。

	添付書類		備考
1	土地の所有者が確認できる書類	・登記事項証明書 ・登記事項要約書 ・登記簿謄本 ・評価証明書 ・試算証明書 ・名寄帳 ・課税資産明細書等	必須 (林地台帳と異なる場合)
2	森林所有者等の住所が確認できる書類	・住民票、公的な郵便物等	必須 (林地台帳と異なる場合)
3	届出のあった森林を伐採する権原を有することが確認できる書類	・誓約書 ・立木の売買契約書 ・土地の売買契約書等	必須
4	伐採地が特定できる、隣接する土地との境界等を明示した書類	・地図 ・公図 ・森林計画図等	必須
5	伐採地の隣接土地所有者と境界確認をしたことが確認できる書類	・境界確認書(立会者連名の署名又は押印のあるもの) ・境界保全状況写真等	必須
6	その他市長が必要と認める書類	・各種法令に基づく許可書、地元関係団体との協議記録等	伐採地が、砂防指定地等の伐採制限区域である場合や、森林からの転用目的により地元関係団体との協議が必要と認められる場合等

森林窃盗、無断伐採の防止に向けた取組事例

1 宮崎県における関係機関等との連携の取組

【宮崎県森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定】

目的：協定者の相互理解による高い信頼と協力関係に基づき、森林の誤伐事案及び盗伐が疑われる事案に対する迅速な対応及び事案発生 of 未然防止を図る

協定の主な内容：

- (1) 誤伐、盗伐事案に関する連絡、情報提供、捜査の協力等
- (2) 森林の誤伐及び盗伐を未然に防止するため、森林の境界の明確化の支援、普及啓発
- (3) 伐採パトロール

協定者：宮崎県、宮崎県市長会、宮崎県町村会、宮崎県森林組合連合会、宮崎県木材市場連盟、宮崎県木材協同組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会、宮崎県警察本部

締結日：平成 29 年 8 月 28 日

【宮崎県合法伐採推進対策に関する協定】

目的：森林の伐採現場において、伐採事業者が不明なものに関する情報提供について、協定締結者が協力することにより、森林の無断伐採の根絶並びに合法伐採木材の確実な流通及び利用を図る

協定の主な内容：

- (1) 無断伐採に関する国（森林管理署）、土木事業者及び運送事業者から市町村への情報提供
- (2) 市町村から協議会、協議会から市場連盟及び製材工場への情報提供等
- (3) 無断伐採木材の流通停止等
- (4) 無断伐採の未然防止

協定者：宮崎県、宮崎県市長会、宮崎県町村会、宮崎県合法伐採推進協議会、宮崎県木材市場連盟、宮崎森林管理署、（一社）宮崎県建設業協会、（一社）宮崎県トラック協会

締結日：平成 31 年 3 月 28 日

【関係機関との合同パトロール】

県や市町村、森林組合等が合同で実施する伐採現場パトロールにおける境界確認の徹底の指導、協定に基づく警察の同行により現地指導を強化し、パトロール中に発見した無断伐採、無届伐採及び届出期間前伐採を指導

2 森林の巡視等業務の外部委託

【北海道札幌市の民有林巡視等調査業務の外部委託（令和 2 年）】

主な業務内容：

- (1) 伐採届に基づく伐採等の巡視及び現地調査

- (2) 森林被害等の巡視及び現地調査
- (3) 無届による伐採等の巡視及び現地調査 等

【千葉県 の 林地巡視業務の外部委託（令和2年）】

主な業務内容：

県内全域の林地開発許可地の施行状況、違法伐採、違法開発行為、林地への不法投棄の巡視 等

30 林政利第 165 号

平成 31 年 3 月 27 日

〔最終改正〕令和 3 年 9 月 30 日付け 3 林政利第 97 号

関係団体 代表者 殿

林野庁林政部木材産業課長

林野庁林政部木材利用課長

合法伐採木材等の流通及び利用の促進について

平素より、森林・林業行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づく取組を推進しているところです。

このような中、国内において無断伐採事案が発生していること等を踏まえ、下記のことについて、貴団体会員及び関係団体への周知徹底をお願いします。

記

1. 趣旨

平成 29 年 5 月に施行されたクリーンウッド法においては、クリーンウッド法に規定された木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認等を行うこととされています。クリーンウッド法においては、輸入材については輸入を行う事業者が、国産材については丸太を最初に取り扱う原木市場や製材工場等が「第一種木材関連事業を行う者」として、取り扱う木材の情報と合法性の証明となる書類を収集し、合法性の確認を行うこととしており、流通段階においても無断伐採された木材の排除に取り組んでいます。

しかしながら、無断伐採に係る全国的な調査を行ったところ、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 8 第 1 項に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる伐採が、森林所有者に無断で行われ、令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの期間に市町村又は都道府県に情報提供や相談等があった事案が 98 件あったとのことでした。

国内における無断伐採対策のために、都道府県や市町村のみならず、関連する業界一丸となって取り組む必要があると考えられることから、貴団体におかれても、以下のことについて、積極的に取り組んでいただくようお願いします。

2. 無断伐採対策の取組

① クリーンウッド法に基づく合法性の確認の徹底と木材関連事業者の登録促進

クリーンウッド法第6条に基づく木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置とされている合法性の確認等の取組の徹底を、貴団体の会員事業者に徹底していただくようお願いします。

特に第一種木材関連事業を行っている事業者にあつては、登録の有無に関わらず、木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）で定めるとおり、取り扱う木材の情報と合法性を証明する書類（国産材にあつては「伐採及び伐採後の造林の届出書」（以下「届出書」という。）の写し等）を収集し、その記載内容を確認し、合法性の確認の取組を行うこととされています。今般、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について」（昭和49年10月31日付け49林野計第479号林野庁長官通知）において、伐採及び伐採後の造林の届出制度（以下「届出制度」という。）の運用が見直されるとともに、「森林窃盗、無断伐採事案発生 of 未然防止対策の強化等について」（平成31年3月27日付け30林整計第1050号林野庁長官通知）において、届出制度の適切な運用を要請したところであり、その趣旨に鑑み、合法性の確認の取組を徹底していただきますようお願いします。また、これらの確認を行った書類については、クリーンウッド法に基づく記録の保存として、5年間保存していただく必要があります。

さらに、第一種木材関連事業を行う事業者のこの取組は、無断伐採による木材を市場に入れ込ませないための重要な取組であると認識しており、この取組を適切かつ確実に実施する貴団体の会員事業者に対し、クリーンウッド法に基づく登録の呼びかけをお願いします。

② 協議会等を通じた地域全体での合法伐採木材等の流通及び利用の促進

クリーンウッド法では、木材関連事業者の取組を規定していますが、実際に合法伐採木材等の流通及び利用を図るためには、サプライチェーン全体における連携のもと取組を進めていく必要があると考えています。このため、業界団体の連携を構築する必要があると考えています。

無断伐採事案が確認された県では、平成30年に全国で初めて地域全体で無断伐採に対応するための林業3団体（県造林素材生産事業協同組合連合会、県森林組合連合会、県木材協同組合連合会）により協議会が立ち上げられたところです。このことにより、協議会に加盟する関係団体における情報の共有等が可能となり、無断伐採による木材を排除する取組が実施されています。

また、この他の地域でも合法伐採木材の利用促進を進めるため協議会が順次発足しており、合法伐採木材に関する普及啓発や無断伐採に関する情報共有等が行われています。

その他地域におかれても、このような取組を検討していただき、地域全体で無断伐採による木材の排除を行う体制づくりとその実効性のある活動をお願いします。

③ 素材生産事業者認定の適切な実施

政府調達物品については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づく調達が行われており、ガイドラインに基づく「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」についてもクリーンウッド法において活用可能なものとしていますが、無断伐採事案への関わりが指摘されている素材生産事業者には、ガイドラインに基づき、森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた事業者が含まれていました。

このような事態は、ガイドラインに基づく合法性証明の信頼性及び森林・林業・木材産業関係団体による認定の信頼性を損なうものであることから、ガイドラインに基づき素材生産事業者の認定を行う場合には、森林・林業・木材産業関係団体が自ら定めた自主的行動規範及び合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領等に基づき適切な認定事務の実施をお願いします。

④ 都道府県等との連携

「森林窃盗、無断伐採事案発生 of 未然防止対策の強化等について」の趣旨や本通知の趣旨に鑑み、無断伐採対策や届出制度の適切な運用に関し、都道府県等と連携した取組をお願いします。